

全建労発第 37 号
令和元年 9 月 4 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近藤 晴貞
〔 公 印 省 略 〕

墜落制止用器具に係る質疑応答集の改訂について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、墜落制止用器具については、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 184 号）が平成 30 年 6 月 8 日に、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 75 号）及び安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示（平成 30 年厚生労働省告示第 249 号）が平成 30 年 6 月 19 日に、墜落制止用器具の規格（平成 31 年厚生労働省告示第 11 号）が平成 31 年 1 月 25 日に公布又は告示され、平成 31 年 2 月 1 日に施行されました。さらに、改正法令の具体的な運用について、平成 30 年 6 月 22 日付け基発 0622 第 2 号により、ガイドラインが策定されたところです。

これら法令の内容等について、質疑が多数寄せられていることから、平成 30 年 11 月 20 日付け基安安発 1120 第 2 号により質疑応答集が出され、今般、改訂された旨、また同内容の質疑応答集を、厚生労働省のウェブページにも掲載される予定であることが厚生労働省より通知がありましたので、ご参考までに別添「墜落制止用器具に係る質疑応答集」をお送りいたします。

以上

（担当：労働部 又木）